

議 会 運 営 委 員 会

令和7年9月2日（火）

1 令和7年第3回葛飾区議会定例会の開催について

(1) 区長発言（要旨）について（別紙）

(2) 付議事件案について（別紙）

予算案	4件
条例案	5件
契約案	6件
報告案	6件
人事案	2件
その他	2件 [計25件]

(3) 会期について（別紙） 令和7年9月10日(水)～10月7日(火) 28日間
中間本会議 9月26日（金）

(4) 区政一般質問について

順 序	区民連／共産党／みらい／自民党／公明党／無所属
持ち時間	自民党： 55分 ／ 公明党： 40分 ／ 区民連： 35分 ／ 共産党： 30分 ／ みらい： 25分 ／ 無所属：各20分

通告締切 9月5日(金) 午後2時

(5) 請願等について 初日付託 9月8日(月) 受付分まで

(6) 意見書等の提出について 件名・案文締切 9月8日(月) 午後4時

(7) 決算審査特別委員会の設置について（別紙）

(8) 署名議員

15番	門 脇 翔 平 議員
16番	沼 田 たか子 議員
33番	小 山 たつや 議員

2 そ の 他

(1) 専決処分の報告について（別紙）

(2) 令和6年度決算に基づく健全化判断比率について（別紙）

(3) 葛飾区議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について（別紙）

【次回日程】 9月9日（火）議会運営委員会理事会 午後1時／ 議会運営委員会 午後2時

令和7年 決算審査特別委員会の設置について

1 特別委員会の設置・構成

- (1) 議長及び監査委員を除く全議員（35名）をもって構成する決算審査特別委員会（以下「委員会」という。）を9月10日（水）又は11日（木）の本会議において設置する。
ただし、議長は、すべての委員会に出席することができる。
- (2) 設置後直ちに本会議を休憩のうえ委員会を開催し、委員長、副委員長（1名）及び理事（4名）を互選する。

2 分科会の設置及び所管事項

- (1) 款・項別審査を行うため、委員会に4分科会を設置し、分科会長及び副分科会長（各1名）を委員長が指名する。なお、議長及び委員長はすべての分科会に出席することができる。
- (2) 各分科会の定数及び所管事項は次のとおりとし、各委員は2つの分科会に所属する。

第1分科会 [18名]	一般会計のうち 議会費、総務費、産業経済費及び職員費に係る歳入歳出決算
第2分科会 [17名]	一般会計のうち 福祉費及び衛生費に係る歳入歳出決算
第3分科会 [18名]	一般会計のうち 環境費及び都市整備費に係る歳入歳出決算
第4分科会 [17名]	一般会計のうち 教育費、公債費以下に係る歳入歳出決算 及び各特別会計に係る歳入歳出決算

※第1分科会の所管に係る職員費については、必要があれば他の分科会においても関連する質疑を行うことができる。

3 追加要求資料

- (1) 追加資料要求締切 9月 8日（月）午後2時
- (2) 追加資料要求委員会決定 9月10日（水）又は11日（木）
- (3) 追加資料配付 9月22日（月）

4 委員会の開催日程

- (1) 委員会 9月10日（水）又は11日（木）本会議休憩中
委員長等互選、分科会設置など
- (2) 分科会審査
第1分科会 9月29日（月） 午前10時開議
第2分科会 9月30日（火） 午前10時開議
第3分科会 10月 1日（水） 午前10時開議
第4分科会 10月 2日（木） 午前10時開議
- (3) 委員会 10月 3日（金） 午後 1時開議
分科会報告、質疑及び採決

5 分科会の運営

- (1) 決算審査特別委員長は、各分科会長に対して、その所管に係る各会計決算の審査を行わせる。
- (2) 各分科会長は、分科会を開催し、所管審査事項を審査する。
- (3) 理事者の出席は、区長、副区長、教育長（第1、第4分科会のみ）、代表監査委員及び各分科会の所管に係る部・課長とし、答弁者は原則として課長級とする。ただし、政策経営部長、総務部長、政策企画課長、経営改革担当課長、財政課長、DX戦略課長、総務課長、人事課長、契約管財課長、会計管理者及び監査事務局長は、すべての分科会に出席する。
- (4) 決算概要の説明は行わない。
- (5) 質疑に持ち時間制は導入しない。ただし、各分科会が1日で審査を終了するよう、各会派が良識を持って対応する。
- (6) 審査は、歳入・歳出を区別せず行う。また、原則として一般会計においては項ごとに、各特別会計においては会計ごとに審査を行う。
- (7) その他、分科会の運営については、委員会の運営に準ずる。
- (8) 各会派は、分科会終了後、決算に関する会派の意見（別紙1）を400字以内にまとめ、分科会長に提出することができる。
- (9) 各分科会長は、各会派から提出された意見を付して、決算審査特別委員長に審査が終了した旨を報告（別紙2）する。

6 委員会採決

- (1) 決算審査特別委員長は、10月3日（金）に委員会を開催し、各分科会長に分科会審査の経過を報告させ、報告に対する質疑終了後、採決を行う。
- (2) 経過報告の際には、各会派から提出された意見（別紙3）を各委員に配付する。
- (3) 討論は、委員会においては省略し、本会議での採決の際に行う。
- (4) 委員会採決については、インターネット中継を実施する。

7 本会議における決算審査特別委員長の報告

決算審査特別委員長は、本会議において委員長報告を行う。

令和 7 年 決 算 審 査 特 別 委 員 会
分 科 会 審 査 に お け る 会 派 の 意 見

第 分 科 会

[illegible]A blank grid paper with a 20x20 grid of dotted lines. The grid is labeled with numbers 5, 10, 15, and 20 along the top and right edges. The top edge has labels 5, 10, 15, and 20 at the 5th, 10th, 15th, and 20th columns respectively. The right edge has labels 5, 10, 15, and 20 at the 5th, 10th, 15th, and 20th rows respectively.

令和 7 年〇月〇日

決算審査特別委員長

〇 〇 〇 〇 殿

決算審査特別委員会

第〇分科会長 〇 〇 〇 〇

令和 6 年度葛飾区各会計歳入歳出決算の審査について

本分科会は、所管事項について審査を終了しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 所 管 事 項 (1)報告第〇号 令和 6 年度葛飾区一般会計歳入歳出
決算のうち 〇〇費、〇〇費及び〇〇費に係る
歳入歳出決算
- 2 審 査 日 令和 7 年〇月〇日 ()
- 3 各会派等の意見 別紙に記載のとおり

第 分 科 会 各 会 派 の 意 見

自由民主党議員団

5

10

葛飾区議会公明党

5

10

かつしか区民連合

5

10

日本共産党葛飾区議会議員団

5

10

みらい葛飾（生活者ネット・無所属）

5

10

無所属

5

10

無所属

5

10

無所属

5

10

令和 7 年 決算審査特別委員会・役員配分表

○決算審査特別委員会

		自民党	公明党	区民連	共産党	みらい
委 員 会	委 員 長	◎ 1				
	副 委 員 長		○ 2			
	理 事	○		○	○	○

○各分科会

		自民党	公明党	区民連	共産党	みらい
第 1	分 科 会 長	◎ 3				
	副分科会長				○ 5	
第 2	分 科 会 長			◎ 3		
	副分科会長	○ 8				
第 3	分 科 会 長		◎ 5			
	副分科会長			○ 8		
第 4	分 科 会 長	◎ 5				
	副分科会長					○ 8

令和7年 決算審査特別委員会・分科会会派別配分表

■ 委 員 会

委員会 役員	委員長	
	副委員長	
	理 事	

■ 分 科 会

会派名 (委員数×回数)	第 1 分科会 (18名) 議会費、総務費、 産業経済費、職員費	第 2 分科会 (17名) 福祉費、衛生費	第 3 分科会 (18名) 環境費、都市整備費	第 4 分科会 (17名) 教育費、公債費、 諸支出金 及び 各特別会計
自民党 (10×2)	秋 家 聡 明	秋 本 とよえ	秋 本 とよえ	秋 家 聡 明
	池田 ひさよし	安西 まさのぶ	安西 まさのぶ	池田 ひさよし
	大 森 ゆきこ	大 森 ゆきこ	梅沢 とよかず	梅沢 とよかず
	工 藤 きくじ	齊 藤 大 介	高 木 信 明	工 藤 きくじ
	筒井 たかひさ	高 木 信 明	筒井 たかひさ	齊 藤 大 介
	(5名)	(5名)	(5名)	(5名)
公明党 (7×2)	小 山 たつや	岩田 よしかず	牛 山 正	岩田 よしかず
	下山 しんいち	牛 山 正	清水 こういち	江 口 ひさみ
	細 木 まこと	江 口 ひさみ	下山 しんいち	小 山 たつや
		細 木 まこと		清水 こういち
	(3名)	(4名)	(3名)	(4名)
区民連 (6×2)	大 高 拓	うてな 英 明	うてな 英 明	大 高 拓
	かわごえ 誠一	門 脇 翔 平	中 村 けいこ	かわごえ 誠一
	米 山 真 吾	中 村 けいこ	米 山 真 吾	門 脇 翔 平
	(3名)	(3名)	(3名)	(3名)
共産党 (4×2)	木 村 ひでこ	片 岡 ちとせ	木 村 ひでこ	片 岡 ちとせ
	三小田 准 一	中 村 しんご	三小田 准 一	中 村 しんご
	(2名)	(2名)	(2名)	(2名)
みらい (3×2)	小 林 ひとし	沼 田 たか子	小 林 ひとし	沼 田 たか子
	夏 目 佳代子		夏 目 佳代子	
	(2名)	(1名)	(2名)	(1名)
無所属 (5×2)	つ た えりな	おおにし 順子	つ た えりな	おおにし 順子
	舟 坂 と も	むらまつ 勝康	舟 坂 と も	みずま 雪 絵
	みずま 雪 絵		むらまつ 勝康	
	(3名)	(2名)	(3名)	(2名)

葛飾区議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例 について

1 改正理由

交付対象とならない空白期間を是正するため、政務活動費を月割り交付から日割り交付に改めるもの

2 概要

任期開始後の交付対象期間が翌月分からとなり、任期開始後の最初の月が交付対象とならない状況を是正するため、月割り交付を日割り交付に改めることで、任期開始月の議員の活動を保障する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行日

令和7年11月13日

葛飾区議会政務活動費の交付に関する条例新旧対照表
(関連部分抜粋)

現 行	改正案
(交付の方法) 第3条 政務活動費は、四半期ごとに交付するものとし、各四半期の最初の月（以下「交付月」という。）に、当該四半期に属する月数分を交付する。ただし、四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。 2 政務活動費は、交付月の15日に交付する。ただし、その日が休日（葛飾区の休日を定める条例（平成元年葛飾区条例第1号）に規定する休日をいう。）に当たる場合は、その翌日とする。 (会派に対して交付する政務活動費) 第4条 (略)	(交付の方法) 第3条 政務活動費は、四半期ごとに交付するものとし、各四半期の最初の月（以下「交付月」という。）に、当該四半期に属する月数分を交付する。 2 政務活動費は、交付月の15日<u>（その日が休日（葛飾区の休日を定める条例（平成元年葛飾区条例第1号）に規定する休日をいう。）に当たる場合は、その翌日）に交付する。ただし、1の四半期の途中において新たに結成された会派及び新たに議員となった者に対し、交付する場合は、この限りでない。</u> (会派に対して交付する政務活動費) 第4条 (略) <u>2 前項の規定にかかわらず、議員の任期が満了する日の属する月の政務活動費の額は、前項で定める月額を当月の日数で除して得た額（以下この条において「日割額」という。）に当月の1日から当該任期が満了する日までの日数を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、それを四捨五入して得た額）とする。</u>

2 1の四半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。 3 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員数に含まないものとし、基準日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。 4 政務活動費の交付を受けた会派について、1の四半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合において、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額	3 <u>1の四半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月以降の月分の政務活動費を交付する。この場合において、結成された日の属する月の政務活動費の額は、第1項の規定にかかわらず、日割額に結成された日から当月末日までの日数を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、それを四捨五入して得た額）に結成された日の当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。</u> 4 <u>1の四半期の途中において政務活動費の交付を受けた会派の所属議員に議員の辞職、失職、除名若しくは死亡があった場合又は議会の解散があった場合は、当該会派は、その事由が発生した日の属する月以降の月分の政務活動費（当該事由に係る所属議員の分に限る。）であって、既に交付されたものを返還しなければならない。この場合において、当該事由が発生した日の属する月の分として返還する額は、日割額に当該事由が発生した日の翌日から当月末日までの日数（当該事由が発生した日が当月の末日であるときは、0日）を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、それを四捨五入して得た額）に当該事由に係る所属議員の数を乗じて得た額とする。</u> 5 <u>1の四半期の途中において政務活動費の交付を受けた会派の所属議員数に異動（前項に規定する場合によるものを除く。以下この項において同じ。）が生じた場合には、異動が生じた日から30日以内</u>
---	--

を下回るときは、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに当該会派に対し当該下回る額を追加して交付するものとする。	<u>に、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額に満たないときは不足額を追加して交付するものとし、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を超えるときは、当該会派は、超過額を返還しなければならない。この場合において、異動が生じた日の属する月の政務活動費の額は、第1項の規定にかかわらず、日割額に当月1日から異動が生じた日の前日までの日数（1日に異動が生じた場合は、0日）を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、それを四捨五入して得た額）に異動前の所属議員数を乗じて得た額と異動が生じた日から当月末日までの日数を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、それを四捨五入して得た額）に異動後の所属議員数を乗じて得た額の合計額とする。</u>
5 前項に規定する場合において、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を上回るときは、当該会派は、同項に規定する日までに当該上回る額を返還しなければならない。	
6 政務活動費の交付を受けた会派が1の四半期の途中において解散した場合（議会の解散があったときを含む。）は、当該会派の代表者であった者は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以後の政務活動費を返還しなければならない。	<u>6 政務活動費の交付を受けた会派が1の四半期の途中において解散した場合は、当該会派の代表者であった者は、解散の日の属する月以降の月分の政務活動費を返還しなければならない。この場合において、解散した日の属する月の分として返還する額は、日割額に解散した日から</u>

(議員に対して交付する政務活動費) 第4条の2 (略) 2 1の四半期の途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)から政務活動費を交付する。 3 基準日において議員でなくなった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。	<u>当月末日までの日数を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合は、それを四捨五入して得た額)に解散した日の当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。</u> (議員に対して交付する政務活動費) 第4条の2 (略) <u>2 前項の規定にかかわらず、議員の任期が満了する日の属する月の政務活動費の額は、前項で定める月額を当月の日数で除して得た額(以下この条において「日割額」という。)に当月の1日から当該任期が満了する日までの日数を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合は、それを四捨五入して得た額)とする。</u> <u>3 1の四半期の途中において新たに議員となった者及び政務活動費の交付を受けていた会派を離脱した者に対しては、その事由が発生した日の属する月以降の月分の政務活動費を交付する。この場合において、当該事由が発生した日の属する月の政務活動費の額は、前項の規定にかかわらず、日割額に当該事由が発生した日から当月末日までの日数を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合は、それを四捨五入して得た額)とする。</u> <u>4 政務活動費の交付を受けた議員が、1の四半期の途中において議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月以降の月分の政務活動費であって、既に交付されたものを返還しなければなら</u>
---	---

4 政務活動費の交付を受けた議員が、1 の四半期の途中において議員でなくな った場合は、議員でなくなった日の属する 月の翌月分（その日が基準日に当たると きは、当月分）以降の政務活動費を返還 しなければならない。	<u>ない。この場合において、議員でなくな った日の属する月の分として返還する額 は、日割額に当該議員でなくなった日の 翌日から当月末日までの日数（議員でな くなった日が当月の末日であるときは、 0日）を乗じて得た額（1円未満の端数 が生じた場合は、それを四捨五入して得 た額）とする。</u> <u>5 政務活動費の交付を受けた議員が、1 の四半期の途中において政務活動費の交 付を受けている会派に所属したときは、 所属した日の属する月以降の月分の政務 活動費を返還しなければならない。この 場合において、所属した日の属する月の 分として返還する額は、日割額に所属し た日から当月末日までの日数を乗じて得 た額（1円未満の端数が生じた場合は、 それを四捨五入して得た額）とする。</u> <u>付 則</u> <u>（施行期日）</u> <u>1 この条例は、令和7年11月13日から 施行する。</u> <u>（経過措置）</u> <u>2 この条例の施行の日前にこの条例によ る改正前の葛飾区議会政務活動費の交付 に関する条例の規定により交付された政 務活動費に係る報告書の提出及び残額の 返還については、なお従前の例による。</u>
---	--